

第379回香川海区漁業調整委員会次第

日 時 令和3年5月6日(木)
13:30 ~ 14:30

場 所 高松市番町四丁目1番10号
香川県庁本館12階 大会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名人の指名

4 議 題

- (1) さわら流しさし網漁業許可の公示について
- (2) 第一種共同漁業等に係る海区漁場計画の作成について(事前協議)
- (3) 令和2年度の連合海区漁業調整委員会の結果について(報告)
- (4) 瀬戸内海広域漁業調整委員会について(報告)

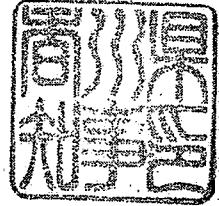
5 その他

3 水産第9680号
令和3年4月30日

香川海区漁業調整委員会

会長 北尾登史郎 様

香川県知事 浜田 恵 造



さわら流しさし網漁業許可の公示について(諮問)

○ このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置
別添資料のとおり
- 2 許可の条件
別添資料のとおり
- 3 許可の有効期間
○ 許可日から令和3年11月30日
- 4 申請期間
令和3年5月7日

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

| 漁業種類 | 操業区域 | 漁業時期 | 船舶の数 | 漁業を営む者の資格 |
|---------------|------------------|------------------------------------------|------|------------------------------------------|
| さわら流し し網漁業 | 坂出市・丸亀市・仲多度郡地先海面 | 4月20日から 6月30日まで 9月1日から 11月30日まで | 1 | 坂出市、与島、丸亀市、本島、多度津町、白方、多度津町高見に漁業の根拠地を有する者 |

2 許可の条件

- (1) 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。
- (2) 使用漁具は備讃瀬戸では浮子方620メートル、燈籠では浮子方1085メートル以内のもの1統のこと。
- (3) 漁具の目は10.6センチメートル以上のものを使用しなければならない。
- (4) さわらを目的とする他の漁業の漁場では昼間投錨碇泊してはならない。
- (5) ー1 投網開始は春漁期が18時、秋漁期は17時とし、揚網完了は春漁期が翌朝5時、秋漁期は同6時とする。
- (5) ー2 時間を明記したことによって他種漁業との間に問題を起ささないよう、従前の協定及び慣行は、必ず遵守すること。
- (6) 前各項に違反したときは、この許可を取り消すことがある。
- (7) 漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。

さわら流しさし網漁業許可の公示について

1 趣旨

今般、多度津町漁協から、丸亀市漁協の組合員が令和2年11月30日まで受けていた許可を、自組合員が引き継ぎ、新たにさわら流しさし網漁業を営みたいとして、当該漁業許可の要望があった。

当該漁業は多度津町漁協では新規の許可となるが、関係漁業者からの同意が得られていることから、漁業調整上問題がないものと認められるため、新たに許可の公示を行うもの。

2 許可の公示内容

裏面のとおり

3 今後のスケジュール

5月6日 海区漁業調整委員会（公示内容の諮問）

→答申後、速やかに許可の公示

5月7日 申請受付

5月8日以降 許可証交付

許可の公示内容

| 漁業種類 | 操業区域 | 漁業時期 | 船舶の数 | 漁業を営む者の資格 |
|---------------|------------------|------------------------------------------|------|------------------------------------------|
| さわら流し し網漁業 | 坂出市・丸亀市・仲多度郡地先海面 | 4月20日から 6月30日まで 9月1日から 11月30日まで | 1 | 坂出市、与島、丸亀市、本島、多度津町、白方、多度津町高見に漁業の根拠地を有する者 |

(参考) 許可の条件

- (1) 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。
- (2) 使用漁具は備讃瀬戸では浮子方620メートル、燧灘では浮子方1085メートル以内のもの1統のこと。
- (3) 漁具の目は10.6センチメートル以上のものを使用しなければならない。
- (4) さわらを目的とする他の漁業の漁場では昼間投錨碇泊してはならない。
- (5) -1 投網開始は春漁期が18時、秋漁期は17時とし、揚網完了は春漁期が翌朝5時、秋漁期は同6時とする。
- (5) -2 時間を明記したことによって他種漁業との間に問題を起ささないよう、従前の協定及び慣行は、必ず遵守すること。
- (6) 前各項に違反したときは、この許可を取り消すことがある。
- (7) 漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。

第一種共同漁業等に係る海区漁場計画の作成について

1 漁業権の免許の手続きについて

- ・改正漁業法により、免許のプロセスの透明化を向上させるため、知事が海区漁場計画の案を作成しようとするときは、関係者やその他の利害関係人の意見を聴き、その結果の公表が必要となった。（漁業法第64条）
- ・海区漁場計画を公示した後の手続きの流れについては、これまでと同様の手続きとなっている。

2 今回の海区漁場計画の内容

① 第一種共同漁業

- ・改正漁業法により、密漁対策として、第132条に「特定水産動植物の採捕の禁止」が新設され、「あわび、なまこ」について、漁業許可・漁業権に基づく場合以外は、原則採捕できなくなった。
- ・これまで自由漁業により「あわび、なまこ」を採捕していた漁業者が、これまでどおり採捕するためには、漁業許可か漁業権にかからしめる必要があることから、採捕の実態があり、関係者の調整が整った箇所については、新規免許について弾力的に対応していく方針としている。
- ・今回、別紙1一覧のとおり、20件（7漁協）の新規及び区域拡張の希望があり、令和3年11月1日を免許予定日として手続きを進めていく。

② 第一種区画漁業

- ・今回、別紙2一覧のとおり、7件（3漁協）の新規、区域変更及び漁期変更の希望があり、手続きを進めていく。

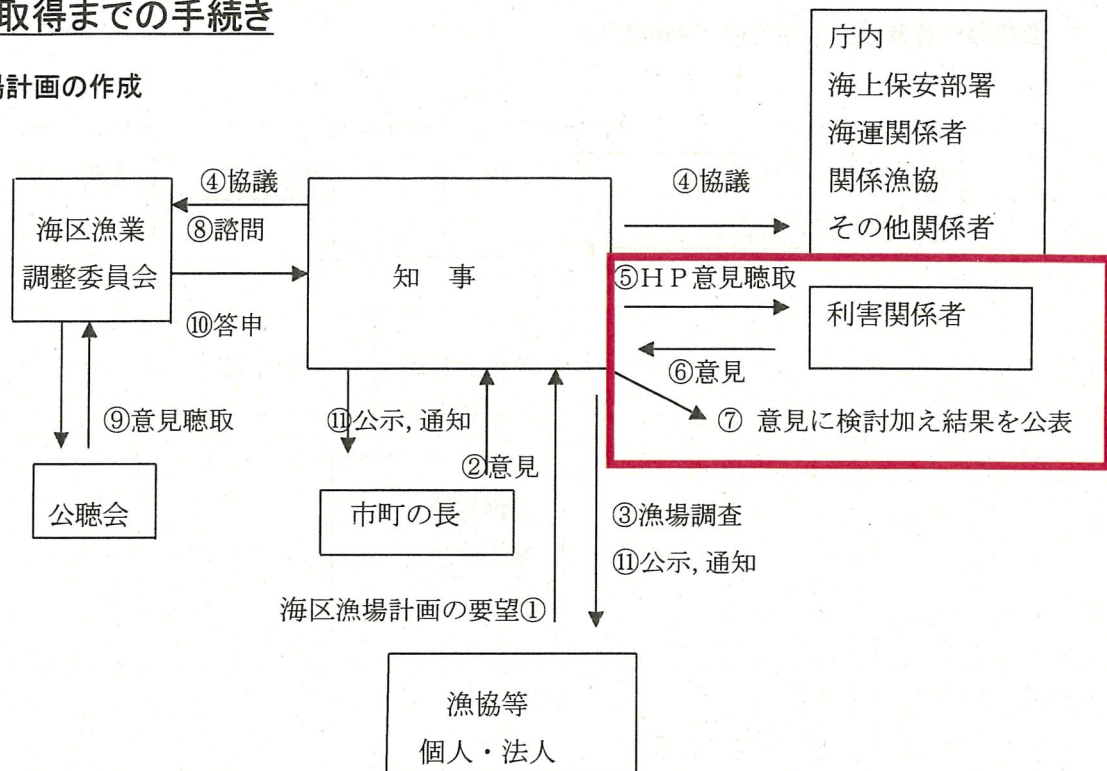
3 事務手続きスケジュールの予定

- R3.5 : 関係機関との調整
- R3.6 : 「海区漁場計画案」利害関係人の意見聴取（HP）
- R3.7 上旬 : 「海区漁場計画案」への意見について検討結果を公表
- R3.7 下旬 : 海区漁業調整委員会「海区漁場計画」の諮問
- R3.8 中旬 : 公聴会、海区漁業調整委員会 ⇒ 知事へ答申
- R3.8 中旬 : 県報告示、通知
- R3.9 中旬 : 免許申請、漁業権行使規則の認可申請
- R3.9 下旬 : 海区漁業調整委員会 ⇒ 被免許者の決定
- R3.10.1 }
10.11 }
11.1 } : 免許状交付・行使規則認可
11.16 } 県報告示、通知

新たな手続き

漁業権取得までの手続き

1 海区漁場計画の作成



①海区漁場計画の要望

- ・漁協等は、組合員の要望に基づいて理事会で審議し、同時に県と事前協議を行う。
- ・関係漁協等との調整を経て、総会で漁業権取得、漁業権行使規則制定について議決を得る。
- ・漁協等は、海区漁場計画樹立申請書を知事に提出する。

②市町長の意見

漁協等は、地元市町長の意見書を海区漁場計画樹立申請書に添付する。

③漁場調査

県は、申請のあった海区漁場計画について、聞き取り調査、測量等を行い、内容を検討する。

④協議

県は、庁内関係部課、海上保安部署、海区漁業調整委員会、関係漁協、海運関係者等と協議する。

⑤、⑥意見聴取

県は、当該海域において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴く。

(HP公表：一ヵ月程度)

⑦結果を公表

県は、⑥により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表する。

⑧諮問

県は、⑦の検討の結果を踏まえ作成した海区漁場計画の案について海区漁業調整委員会に諮問する。

⑨公聴会

海区漁業調整委員会は、知事から諮問のあった内容を公示し、公聴会を開催して関係者の意見を聴く。

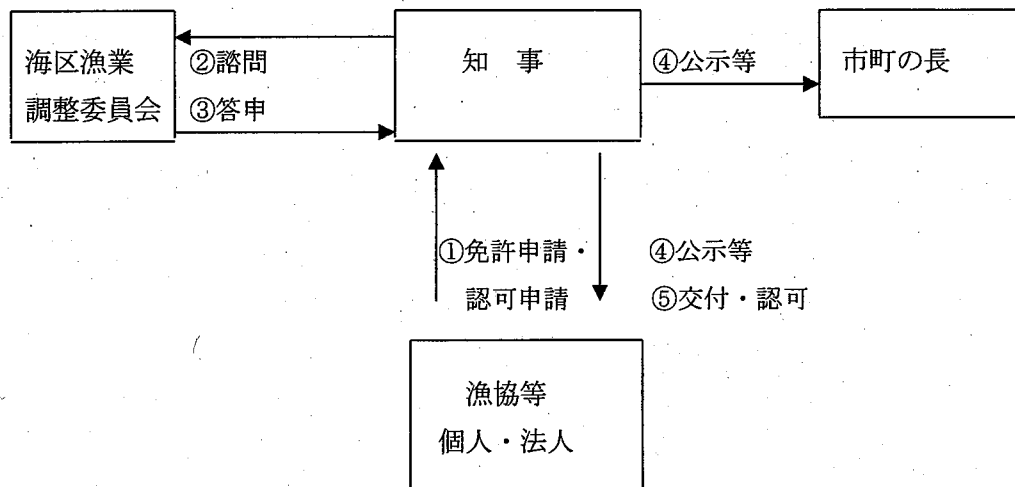
⑩答申

海区漁業調整委員会は、知事に答申する。

⑪公示・通知

県は、海区漁場計画を県報で告示し、同時に組合へ免許申請について通知する。

2 漁業の免許及び漁業権行使規則の認可



①免許申請・認可申請

- ・漁協等は、知事に免許申請を行う。
- ・漁協等は、免許申請と同時に漁業権行使規則の認可申請を行う。

②諮問

県は、海区漁業調整委員会に免許の適格性を諮問する。

③答申

海区漁業調整委員会は、審査のうえ、答申する。

④公示等

県は、免許と同時に県報で公示し、関係市町、漁協等に通知する。

⑤交付・認可

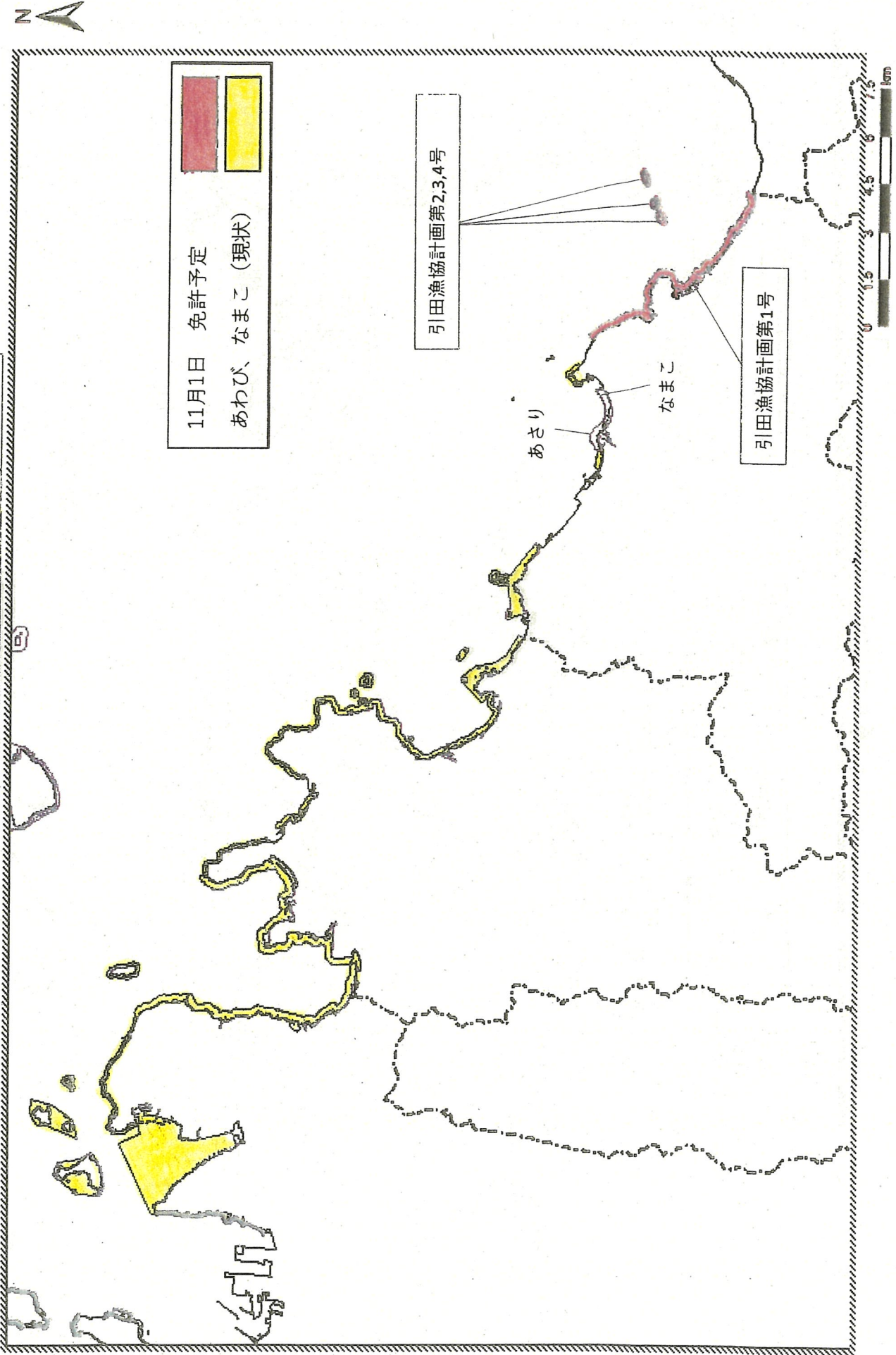
- ・県は、申請者に免許状を交付する。
- ・県は、漁業権行使規則を認可する。

第一種共同漁業 漁場計画一覧

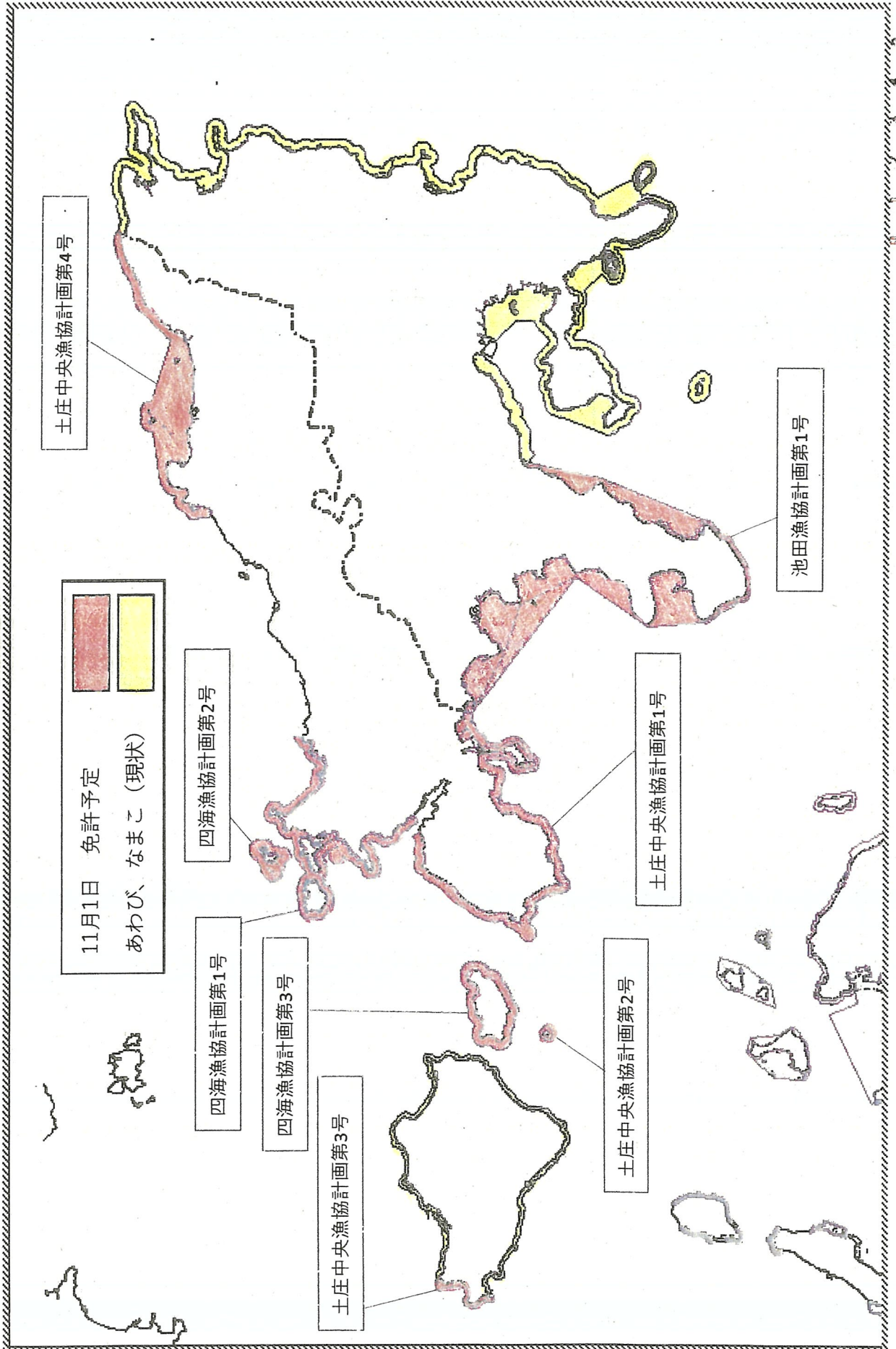
| 計画番号 | 漁協 | 漁場の位置 | 漁業の名称 | 内容 | 抹消 | 備考 |
|------|------------------------|-------------------------------|-------------------------|--------|-----------|----|
| 1 | 引田漁業協同組合 | 東かがわ市馬宿、南野、坂元及び引田地先 | もづく、あわび、さざえ、いわがき、うに、なまこ | 新規 | | |
| 2 | 引田漁業協同組合 | 東かがわ市松島地先 | もづく、あわび、さざえ、いわがき、うに、なまこ | 新規 | | |
| 3 | 引田漁業協同組合 | 東かがわ市通念島地先 | もづく、あわび、さざえ、いわがき、うに、なまこ | 新規 | | |
| 4 | 引田漁業協同組合 | 東かがわ市毛無島地先 | もづく、あわび、さざえ、いわがき、うに、なまこ | 新規 | | |
| 5 | 土庄中央漁業協同組合 | 小豆郡土庄町土庄地先 | あわび、さざえ、なまこ | 新規 | | |
| 6 | 土庄中央漁業協同組合 | 小豆郡土庄町アワラ島地先 | あわび、さざえ、なまこ | 新規 | | |
| 7 | 土庄中央漁業協同組合 | 小豆郡土庄町豊島家浦西地先 | わかめ、あわび、さざえ、あさり、なまこ | 新規 | | |
| 8 | 土庄中央漁業協同組合 | 小豆郡土庄町大部地先 | わかめ、あわび、さざえ、あさり、なまこ | 新規 | | |
| 9 | 四海漁業協同組合 | 小豆郡土庄町伊喜末・赤ソワイ・小江・沖之島・葛島・長浜地先 | わかめ、てんぐさ、あわび、さざえ、うに、なまこ | 新規 | | |
| 10 | 四海漁業協同組合 | 小豆郡土庄町千振島・イチノソワイ・中ノソワイ・白石地先 | わかめ、てんぐさ、あわび、さざえ、うに、なまこ | 新規(拡張) | 共30 | |
| 11 | 四海漁業協同組合 | 小豆郡土庄町小豊島地先 | わかめ、てんぐさ、あわび、さざえ、うに、なまこ | 新規 | | |
| 12 | 池田漁業協同組合 | 小豆郡小豆島町室生・二面・蒲野・神浦・吉野・池田・蒲生地先 | あわび、さざえ、うに、なまこ | 新規(拡張) | 共51,52,53 | |
| 13 | 与島漁業協同組合 | 坂出市瀬居町地先 | わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ | 新規(拡張) | 共121 | |
| 14 | 与島漁業協同組合 | 坂出市沙弥島地先 | わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ | 新規(拡張) | 共122 | |
| 15 | 与島漁業協同組合 | 坂出市三ツ子島・北備讃瀬戸大橋4A地先 | わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ | 新規(拡張) | 共124 | |
| 16 | 与島漁業協同組合 | 坂出市小与島地先 | わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ | 新規(拡張) | 共125 | |
| 17 | 与島漁業協同組合 | 坂出市与島・鍋島・羽佐島・メカリ石地先 | わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ | 新規(拡張) | 共126 | |
| 18 | 与島漁業協同組合 | 坂出市岩黒地先 | わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ | 新規(拡張) | 共127 | |
| 19 | 与島漁業協同組合 | 坂出市櫃石・歩渡島・鳴瀬地先 | わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ | 新規(拡張) | 共130 | |
| 20 | 多度津町漁業協同組合 白方漁業協同組合 | 多度津町堀江から多度津町見立に至る地先 | わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ | 新規 | 共89 | |

免許予定日：R3.11.1

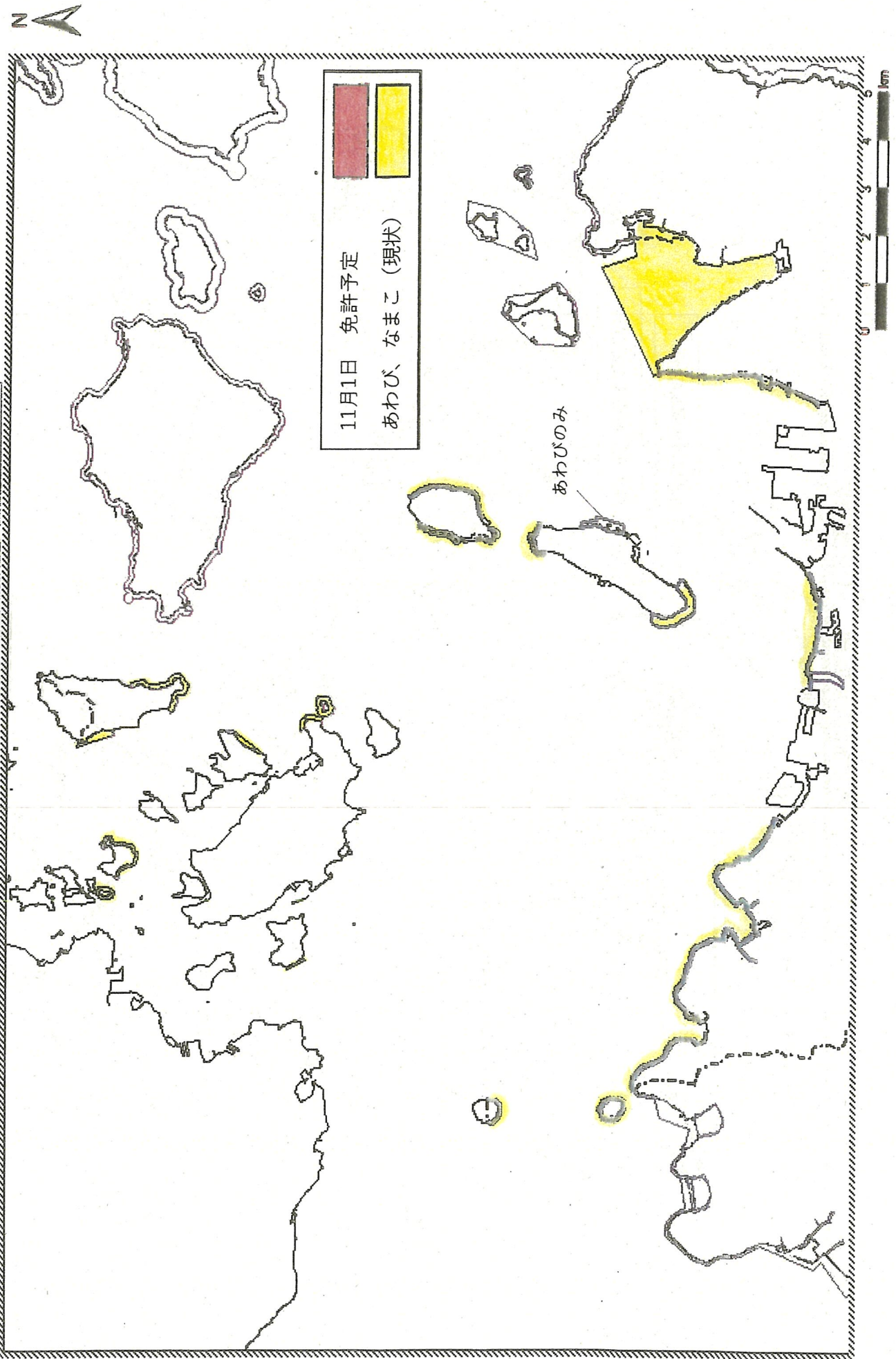
第一種共同漁業 (東讃地区)



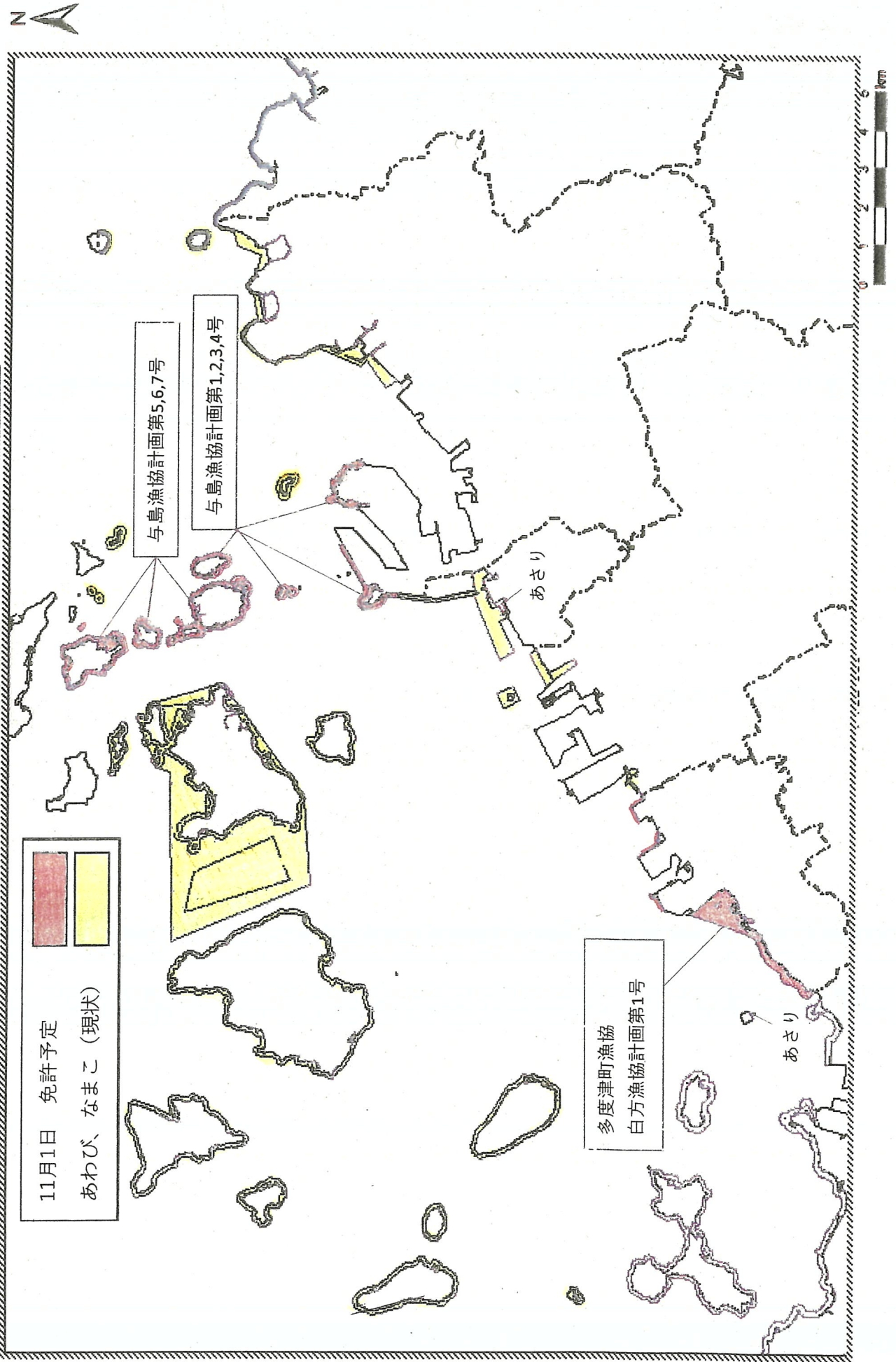
第一種共同漁業 (小豆地区)



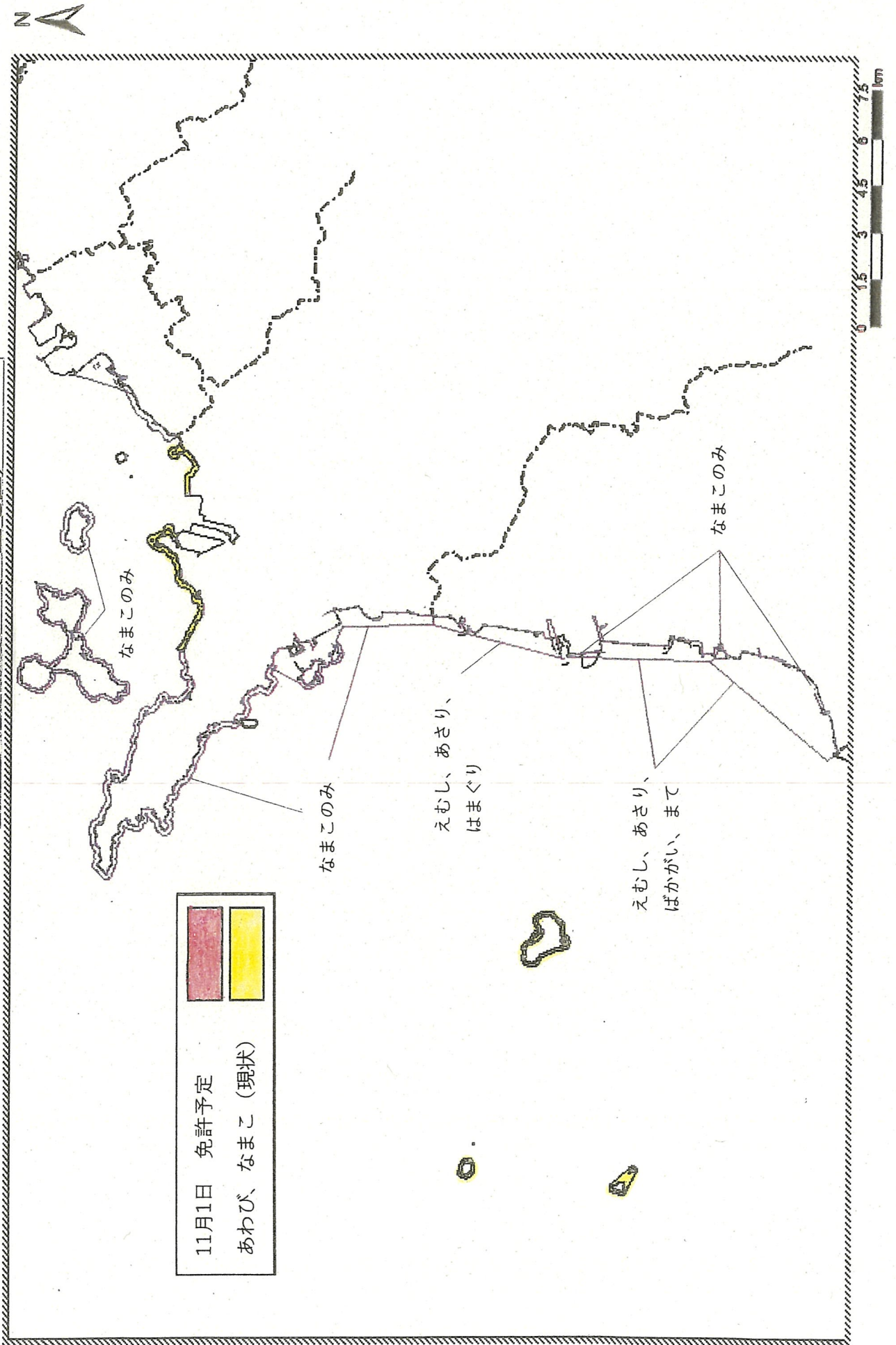
第一種共同漁業 (高松地区)



第一種共同漁業 (中讃地区)



第一種共同漁業 (三豊地区)



第一種区画漁業 漁場計画一覧

のり養殖業

| 計画番号 | 漁協 | 漁場の位置 | 内容 | 抹消 | 免許予定日 | 備考 |
|------|----------|-------------|-------------------|-----|----------|----|
| 1 | 鴨庄漁業協同組合 | さぬき市鴨庄長浜沖地先 | 新規(区域縮小) | 区16 | R3.10.11 | |
| 2 | 鴨庄漁業協同組合 | さぬき市鴨庄長浜地先 | 新規(区第401号あおのりに重複) | | R3.10.1 | |

魚類小割式養殖業

| 計画番号 | 漁協 | 漁場の位置 | 内容 | 抹消 | 免許予定日 | 備考 |
|------|----------|-------------|--------------------------------|------|----------|----|
| 3 | 鴨庄漁業協同組合 | さぬき市鴨庄長浜沖地先 | 新規 区域変更(漁期4/1~10/10→4/1~翌1/31) | 区818 | R3.10.11 | |
| | | | | 区820 | | |

わかめ養殖業

| 計画番号 | 漁協 | 漁場の位置 | 内容 | 抹消 | 免許予定日 | 備考 |
|------|----------|------------|---------------------------------|------|----------|----|
| 1 | 与島漁業協同組合 | 坂出市瀬居町中鼻地先 | 新規 漁期変更(11/1~翌4/30→11/16~翌5/15) | 区221 | R3.11.16 | |
| 2 | 与島漁業協同組合 | 坂出市瀬居町北浦地先 | 新規 漁期変更(11/1~翌4/30→11/16~翌5/15) | 区222 | R3.11.16 | |
| 3 | 与島漁業協同組合 | 坂出市櫃石漁港地先 | 新規 漁期変更(11/1~翌4/30→11/16~翌5/15) | 区223 | R3.11.16 | |

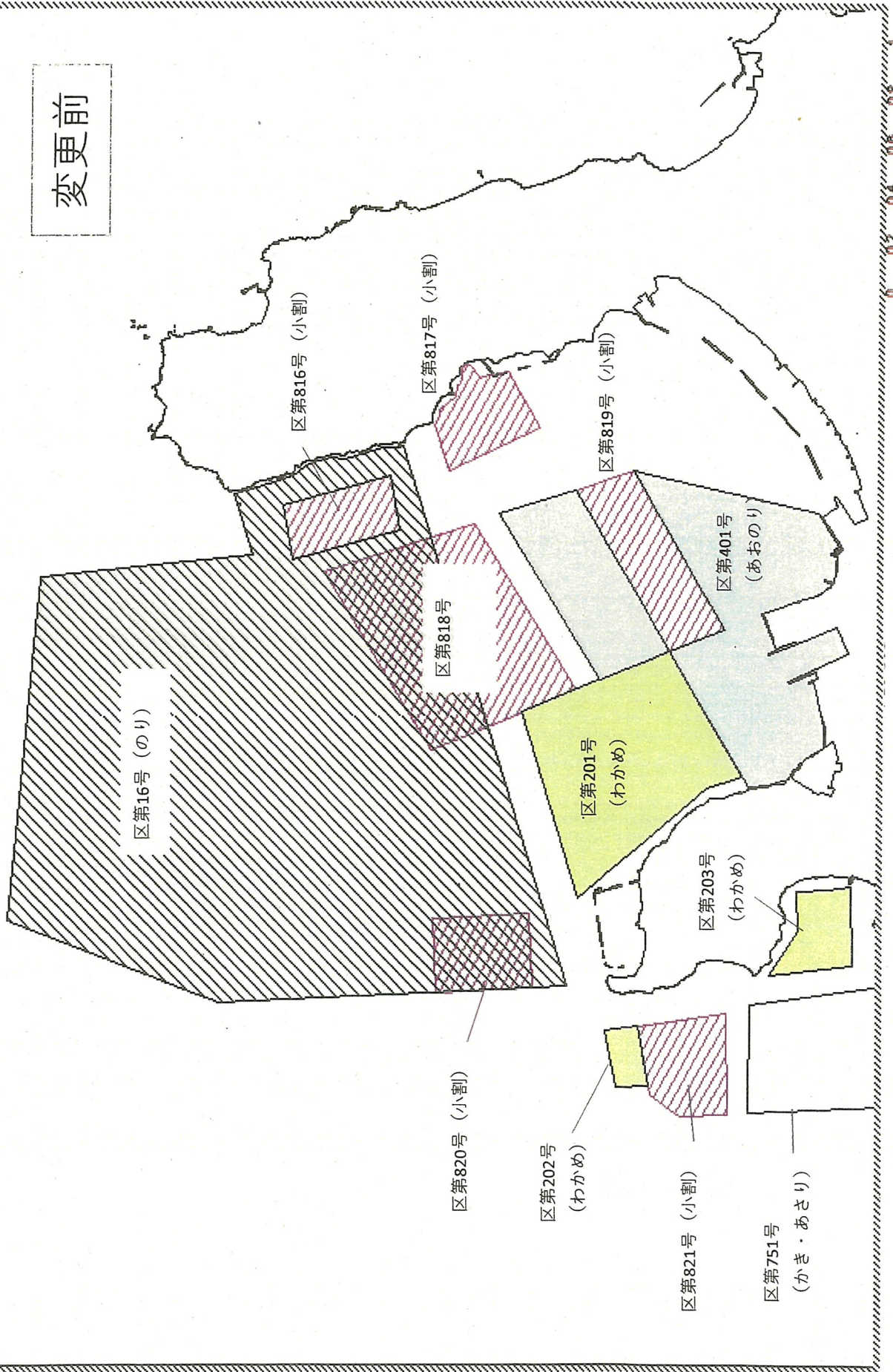
かき垂下式養殖業

| 計画番号 | 漁協 | 漁場の位置 | 内容 | 抹消 | 免許予定日 | 備考 |
|------|----------|-------------|----|----|---------|-----------|
| 1 | 池田漁業協同組合 | 小豆郡小豆島町蒲生地先 | 新規 | | R3.10.1 | シングルシート方式 |

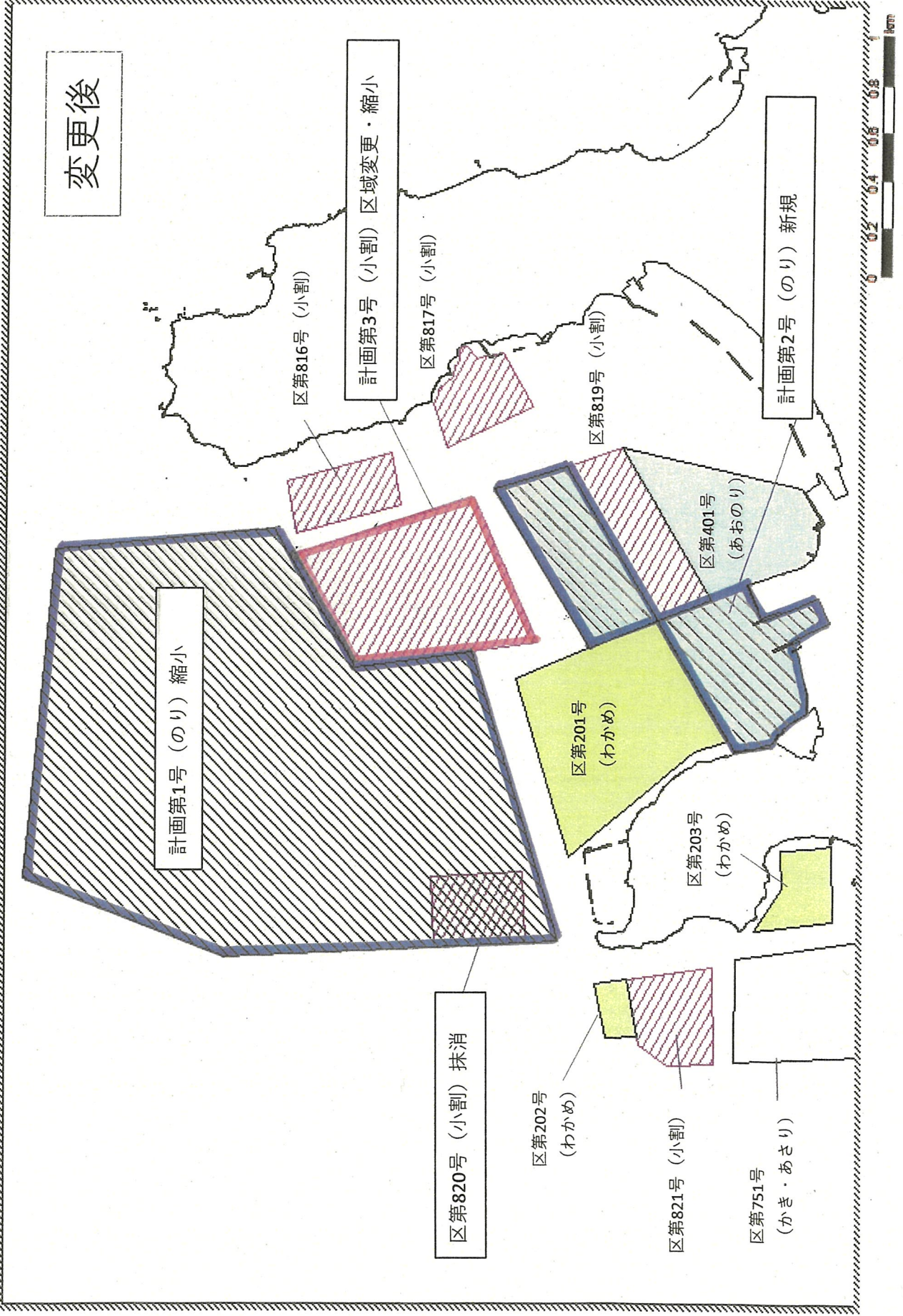
鴨庄漁業協同組合 第一種区画漁業 総合連絡図



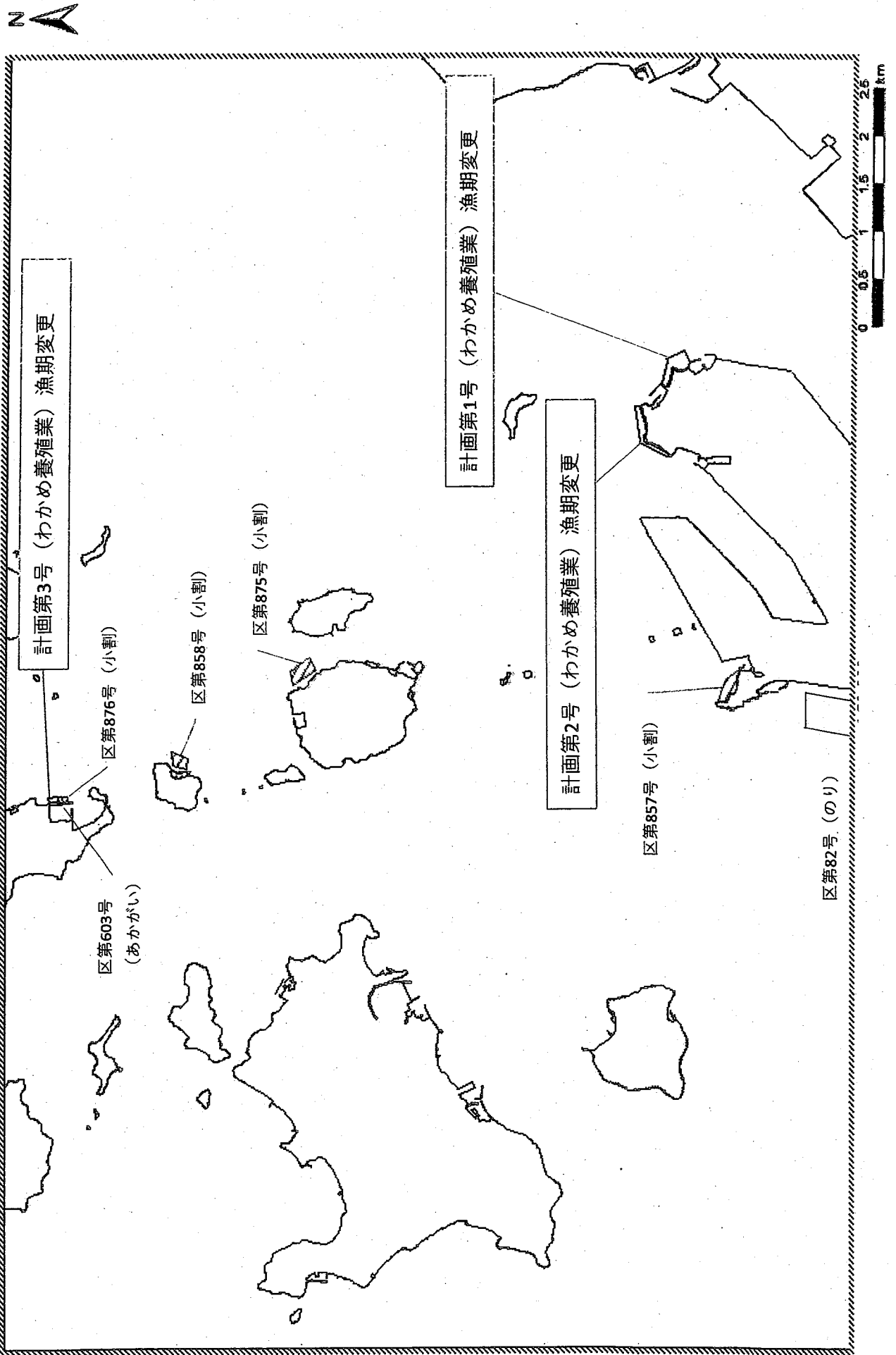
変更前



鴨庄漁業協同組合 第一種区画漁業 総合連絡図

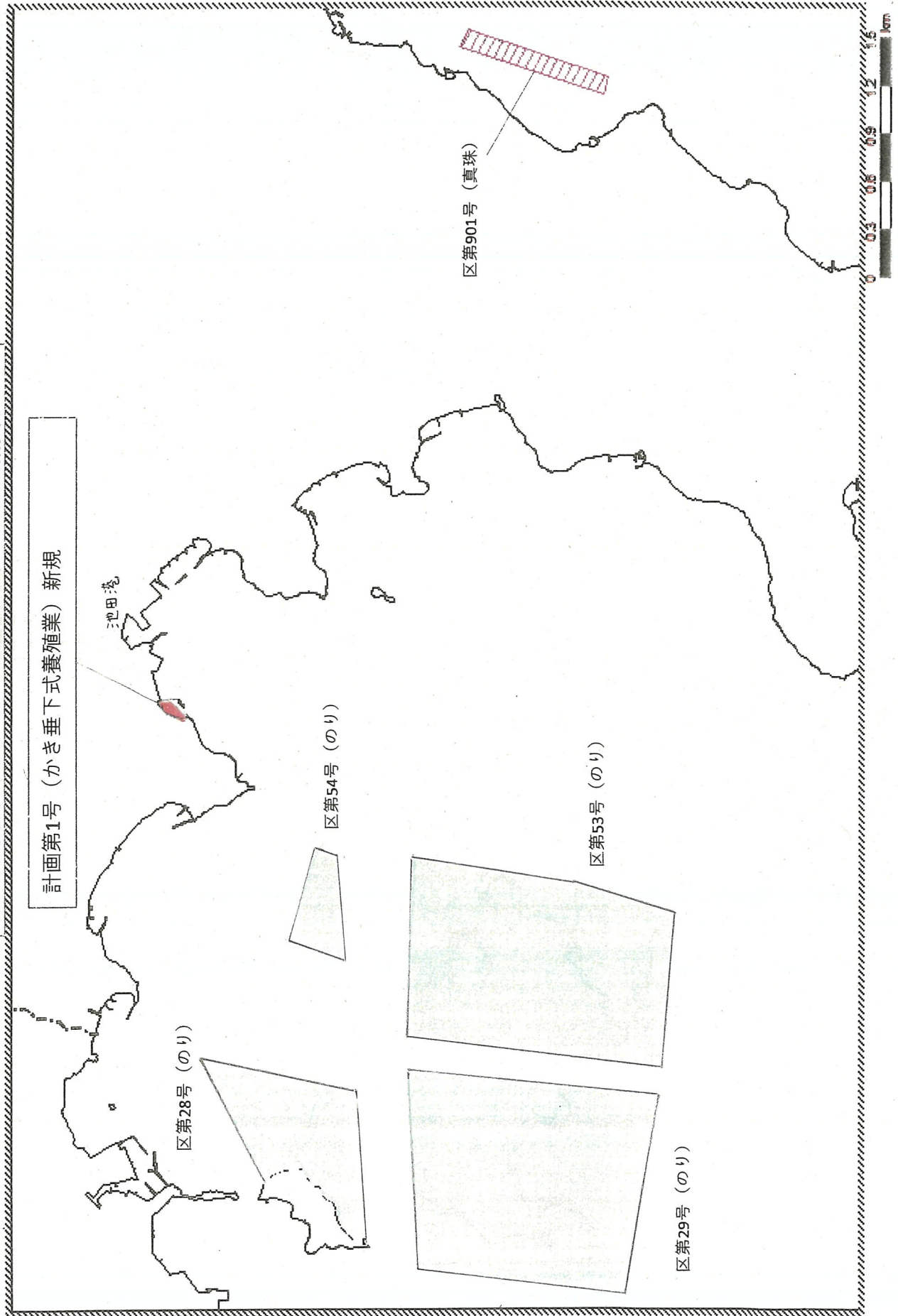


与島漁業協同組合 第一種区画漁業 総合連絡図

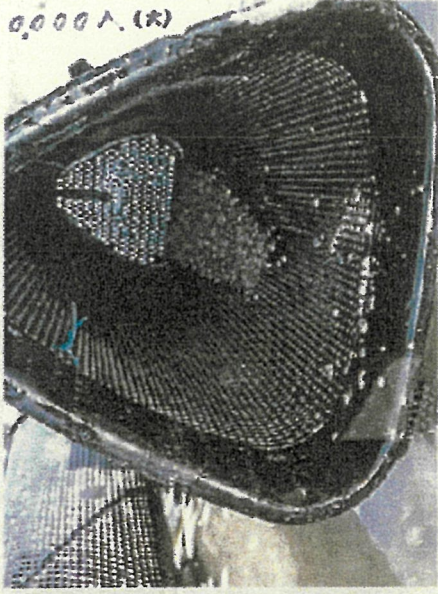
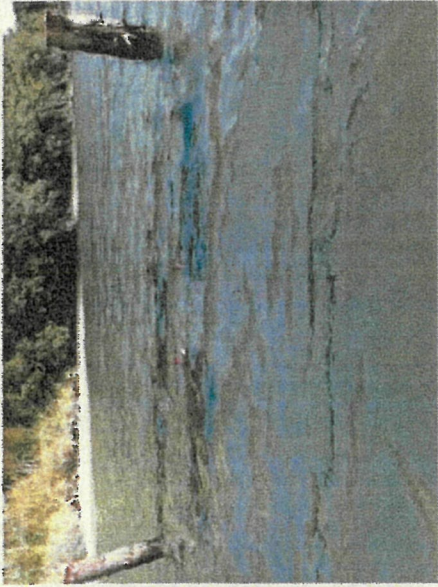
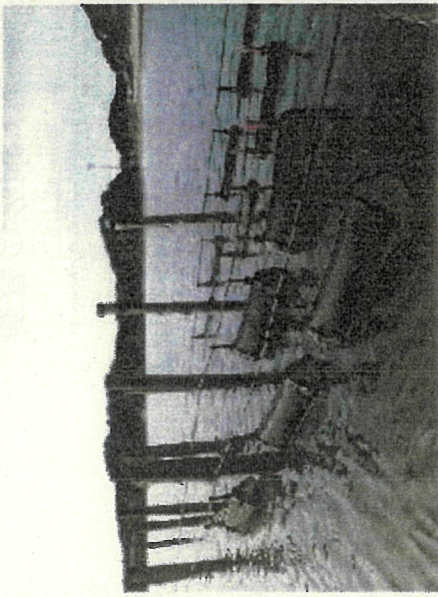


池田漁業協同組合 第一種区画漁業 総合連絡図

計画第1号 (かき垂下式養殖業) 新規



シングルシードとは

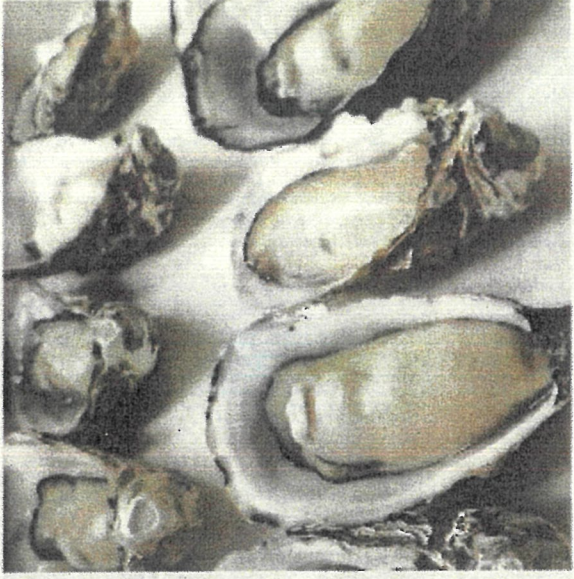
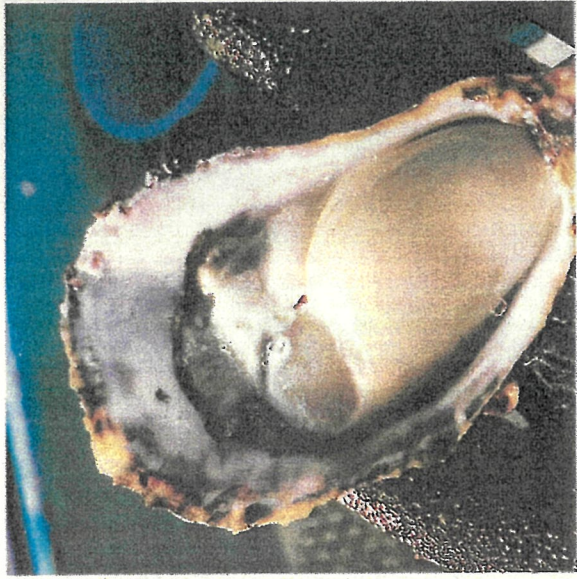


筏垂下式では無く、杭に固定し潮の干満で海中と空気中の時間を作り牡蠣に適度なストレスをかける事で旨味が凝縮される。



専用バスケットに真牡蠣の稚貝をバラバラに入れて育成する。
右側は一般的な牡蠣の育成方法でホタテ貝に付着させる。

特徴



あまべ牡蠣は、シングルシード方式を取り入れた生産方法で作られる。

- ・ 欧米で一般的な小ぶりで身入りが非常に良い真牡蠣
- ・ 澄んだ水とシングルシード方式によるキレイな殻
(雑菌が付着し易い殻をキレイに保てる)
- ・ 白い身の部分が大きく、甘み・旨味が凝縮されている
- ・ 種苗も県内南部で育成された純徳島産の真牡蠣

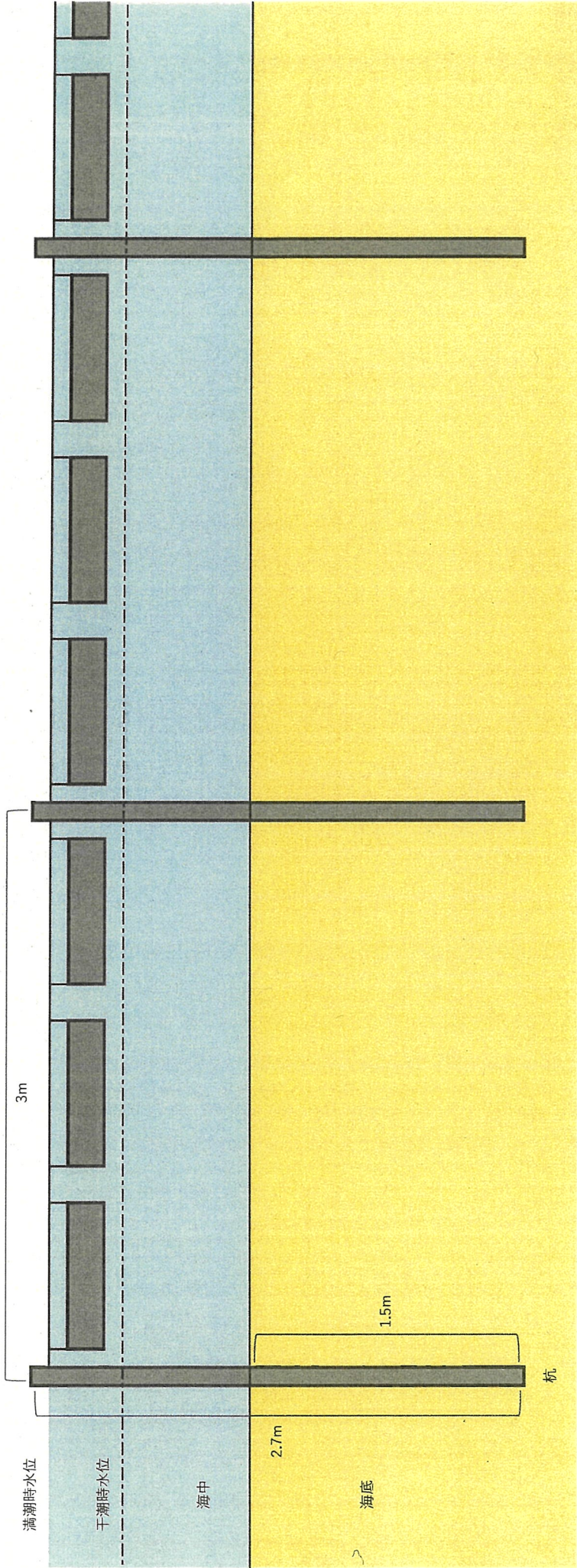
徳島の名産すだちと合わせて是非生食で楽しんで頂きたい真牡蠣である。

牡蠣養殖 予定構造図

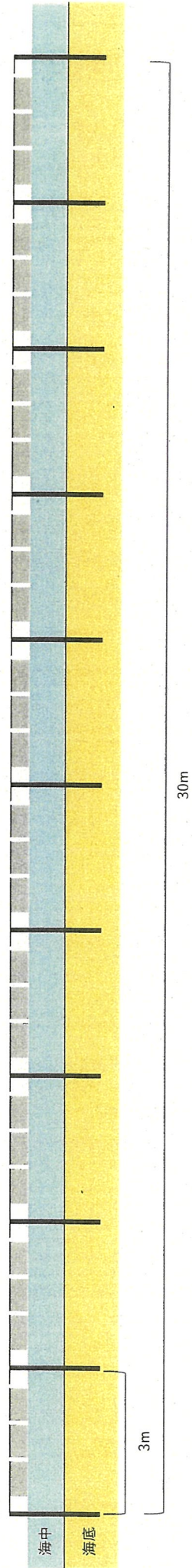
1バスケット 50個 × 3バスケット × 10 = 1,500貝

1,500貝 × 6 = 9,000貝

【拡大図】



【全体図】



行使計画書（牡蠣養殖業）

養殖飼育期間 4 カ月～9 カ月

| | | |
|-------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 カ月目 | 種苗をバスケットに入れる | |
| 2 カ月目 | 選別 | 貝の成長速度に合わせ選別し、貝のサイズがそろるようにバスケット毎に入れ替え作業を行う。貝の成長に合わせ、バスケット内の個数を調整する。（出荷時は1バスケットに50個）出荷サイズに成長したものから出荷していく。 |
| 3 カ月目 | | |
| 4 カ月目 | 出荷 | |
| 5 カ月目 | 出荷 | |
| 6 カ月目 | 出荷 | |
| 7 カ月目 | 出荷 | |
| 8 カ月目 | 出荷 | |
| 9 カ月目 | ↓ 出荷 | |

養殖飼育期間 1 カ月

| | |
|-------|--------------------------|
| 1 カ月目 | ある程度の大きさに成長した貝をバスケットに入れる |
| 2 カ月目 | 出荷 |

連合海区漁業調整委員会の結果について

(1) 愛媛・香川連合海区漁業調整委員会

- ・令和2年度の連合海区委員会は、改正漁業法によりイレギュラーな開催となることから、令和元年度（第59回）愛媛・香川連合海区漁業調整委員会の中で、「従来から円満に続いていることから、特に漁業調整を必要とする案件が生じない限り入漁協定の内容は引き継ぎ、連合委員会は開催しない」こととなっていた。
- ・令和3年1月21日に両県海区の事務局による協議を行った結果、特に漁業調整を必要とする問題がないことを確認した。
- ・令和3年2月9日の香川海区漁業調整委員会において、令和2年度の連合海区委員会は開催しないこと及び入漁協定の内容は引き継ぐことを確認した。
- ・このことについて愛媛県も同様の対応で了解し、令和3年2月9日付けで入漁協定表の確認書を作成し、入漁協定を締結した。

(2) 広島・香川連合海区漁業調整委員会

- ・令和2度の広島・香川連合海区漁業調整委員会については、広島海区が会長となり、香川県で開催される予定となっていた。
- ・しかし、令和3年2月9日の香川海区漁業調整委員会において、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から面会で開催することは適切ではないとの判断により、代表者同士のウェブ会議により開催することを確認した。
- ・このことについて広島県も了解し、令和3年2月19日に代表者同士のウェブ会議を開催した。

日 時：令和3年2月19日（金）13:21～13:38

会議形式：ウェブ会議

出席者：広島海区1名（北田会長）

香川海区1名（濱本会長）

付議事項及びその結果

- 第1号議案 令和3年度における各種漁業の入会調整について
入漁協定表は、原案どおり決定した。

(3) 岡山・香川連合海区漁業調整委員会

日 時：令和3年3月18日（木）14:08～14:56

場 所：産業振興ビル 岡山県玉野市

出席者：香川海区 6名（濱本会長、富山委員、橋本委員、北野委員、小見山委員、筒井委員）

欠席：山本委員、三木委員、木下委員、服部委員

岡山海区 7名（井本会長、小谷委員、豊田委員、濱野委員、角南委員、松下委員、

三宅委員）欠席：広田委員、平田委員、中原委員

傍聴者 なし

付議事項及びその結果

議 事

(1) 第1号議案 令和3年度における各種漁業の入会調整について

入漁協定表は、原案どおり決定した。

① 小型機船底びき網に関する岡山西部地区と中讃地区との相互入会について

- ・香川海区の委員から、新規の相互入会が認められたことへの謝意と、同時操業 15 統の管理について適切に対処するよう意見があった。

② 与島漁協と下津井地区とのたこつぼなわ漁業操業に関する調整について

- ・香川海区の委員から、与島漁協と下津井地区の間で関係者同士の協定が結ばれたことについて、入漁協定表の備考欄「地元関係漁協間の協定を要す」に明確に位置付けるのであれば、協定内容をより具体的なものにする必要がある、との意見があった。
- ・香川県から、岡山から塩飽海面へ入漁してくるたこつぼなわ漁業について、許可内容の適切な履行を指導した。また、漁期の前に許可証の制限条件に記載してあるつぼ数の確認を実施することとした。

第41回 瀬戸内海広域漁業調整委員会について（報告）

日時：令和3年3月24日（水） 14:00～16:20

場所：香川県庁本館12階第1会議室（Web会議）

参加者：委員14名（当県から服部郁弘前委員が出席）ほか関係府県担当者等

1. サワラの広域資源管理について

広域漁業調整委員会指示に基づくさわら資源の回復を図るため実施する休漁や流し網の網目制限等の取組について、昨年と同様の規制の内容で取り組むよう委員会指示を発出する旨、水産庁から報告され、承認された。

2. 太平洋クロマグロの管理について

くろまぐろについて、我が国の漁獲枠の遵守等の観点から、遊漁の採捕の制限を内容とする委員会指示を発出する旨、水産庁から報告され、承認された。また、当該指示の発出に伴い、水産庁から事務取扱要領（案）が報告され、承認された。

広域漁業調整委員会指示における沿岸くろまぐろ漁業の承認制について、令和2年度末の更新手続の結果、瀬戸内海においては499隻承認した旨、水産庁から報告された。

3. 新漁業法に基づく新たな資源管理について

新漁業法に基づく漁業者の自主的な取組については、資源管理協定に基づき実施する旨、水産庁より報告された。

